最終更新日：2019年7月4日

株式会社ビー・エム・エル
代表取締役社長　近藤　健介
問合せ先：取締役執行役員経営企画部長　武部　憲尚
証券コード：4694
http://www.bml.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

株式会社ビー・エム・エル（以下当社といいます）は、「医療界に信頼され選ばれる企業」を目指し、企業の持続的な成長と価値の向上に努めてまいります。
当社はこれらを実現するため、コーポレートガバナンスの強化を重要な経営課題と位置づけており、意思決定の透明性とスピードを高め、マネジメント機能の強化を図り、事業環境の変化に迅速に対応してまいります。
当社は監査役設置会社の形態のもと、執行役員制度を導入し業務執行のスピードを高めるとともに、取締役会と監査役会により、執行役員の職務執行の監督および監査を行っております。また、複数名の社外取締役・社外監査役を選任し、取締役会の監督機能強化と監査役会の監査機能強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1－4＞
当社は当社の定める「政策保有株式に関する基本方針」に基づき、政策保有株式を限定的に保有し、その議決権行使を行ないます。
また個別の政策保有株式の保有の適否については、定期的に取締役会で検証しております。

＜原則1－7＞
当社は、当社役員との取引はございませんが、今後、利益相反取引が発生する場合は、法令等の定めに従い、取締役会等にて承認・確認等を行ってまいります。また、主要株主等との取引は、第三者との取引と同様に決定しております。

＜原則2－6＞
当社は、現状人事担当役員、経理担当者および事務局が四半期ごとに生命保険会社等の年金資産の運用会社より、対象期間における運用実績および今後の見通しに関する報告を受け、それ以降の運用方針についての検討を行っております。
また、年金資産の運用に関しては、全て生命保険会社等の運用会社を通じて行っており、受益者と会社との間に利益相反は生じておりません。

＜原則3－1＞
（ⅰ）当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料等にて開示しております。
（ⅱ）コーポレートガバナンスの基本方針はコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。
（ⅲ）当社は取締役等の報酬については、指名・報酬諮問委員会の審議のうえ決定しております。
（ⅳ）当社は取締役の選解任・指名については指名・報酬諮問委員会において、また監査役については社外監査役を含む監査役会において審議のうえ決定し株主総会の議案としております。
（ⅴ）取締役・監査役の各候補者、経歴等ならびに指名の理由について招集通知に記載しております。

＜補充原則4－1－1＞
取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、稟議による役員決裁としております。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限・職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しております。

＜原則4－9＞
当社は、社外取締役の選任にあたっては、当社の「社外取締役の独立性基準」の定めに従い、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがないものと判断した上で選任しております。

＜補充原則4－11－1＞
当社の取締役会は、定款で定める取締役16名以内、監査役4名の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。
取締役の選任に当たっては、当社の経営理念、経営戦略をもとに、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定いたします。
また、社外取締役は、会社法上の社外性要件に加え、当社の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

＜補充原則4－11－2＞
社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書に開示しております。

＜補充原則4－11－3＞
当社では、取締役会の構成、運営、議題、支援体制等に対する各取締役の評価及び意見をもとに、取締役会全体の実効性について分析・評価を行います。取締役会のあり方や運営方法は、各取締役の意見を踏まえ適宜改善を図ります。

＜補充原則4－14－2＞
取締役･監査役には、期待される役割･責務に応じた内容の講習会の実施や、社外研修会･講習会等に参加する機会を設ける等、必要な知識の習得及び取締役･監査役の役割･責務の理解促進に努めます。
また、社外取締役･社外監査役については、会社の事業等を理解するための説明会や事業所の見学会を実施する等、継続して情報提供の場を提供してまいります。

＜原則5－1＞
株主や投資家に対しては、経営トップが出席する決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、当社ラボ見学会やスモールミーティングを実施しております。
なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
(株) ビーエムエル企画	8,610,056	19.56
近藤　健介	4,338,780	9.85
(有) エステート興業	2,779,920	6.31
大塚製薬 (株)	2,000,000	4.54
日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口)	1,239,000	2.81
近藤　シゲ	1,080,240	2.45
日本トラスティ･サービス信託銀行 (株) (信託口)	993,800	2.25
第一生命保険 (株)	878,000	1.99
(有) マトバリース	762,060	1.73
島野　瑠美	755,572	1.71

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本　邦克	他の会社の出身者											
関谷　紘一	他の会社の出身者											
近藤　俊之	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本　邦克	○	元銀泉株式会社代表取締役社長	経営者として企業経営に直接携わってきた経験から、高い見地より当社の経営に客観的かつ的確な監督および助言を頂けるためです。 また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。

関谷　紘一	○	元昭和エンジニアリング株式会社代表取締役社長	経営者として企業経営に直接携わってきた経験から、高い見地より当社の経営に客観的かつ的確な監督および助言を頂けるためです。また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。
近藤　俊之	○	元株式会社エスアールエル代表取締役社長	医師としての医療業界全般に対する見識と経営者として企業経営に直接携わってきた経験から、高い見地より当社の経営に客観的かつ的確な監督および助言を頂けるためです。また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	5	5	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	5	5	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

2019年2月、取締役及び監査役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性･客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として「指名･報酬諮問委員会」を設置しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況につきましては、年4回程度の意見交換を行い、その主な議題は、監査方針、監査計画の調整および会計監査報告の意見交換などを行っております。

監査役と内部監査部門との連携状況につきましては、年6回以上の意見交換会（内部監査室と少なくとも年2回、信頼性保証部と年4回）を行い、その主な議題は、会社の業務および財産の状況の調査と品質にかかわる業務改善などです。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

加々美博久	弁護士													
徳尾野信成	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加々美博久	○	加々美法律事務所所長	裁判官および弁護士としての専門知識および経験から、当社の経営全般に対する的確な監視と有効な助言が期待できるためです。 また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。
徳尾野信成	○	徳尾野信成税理士事務所長	税理士としての専門知識と経験に加え、経営全般に高い見識を有しており、当社の経営全般に対する的確な監視と有効な助言が期待できるためです。また、東証の定める独立性の基準及び開示加重要件にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員の資格を有していると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、同制度に関する報酬等の総額を、年額５，０００万円または普通株式２０，０００株を上限とします。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019／3期における当社の取締役に対する報酬額は下記の通りです。
取締役14名の年間報酬総額：234百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2019年3月期の取締役および監査役の報酬等の額は、事業報告および有価証券報告書において開示しております。内容は下記のとおりです。

[取締役] 支給人員14名
基本報酬：233百万円
譲渡制限付株式報酬制度による報酬：1百万円
取締役合計：234百万円
[監査役] 支給人員3名
基本報酬：19百万円(うち社外監査役6百万円)
監査役合計：19百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

月1回の監査役会を開催し、情報共有を図ると共に、必要に応じて社内監査役より個別に情報伝達等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
荒井　裕	相談役	長年の代表取締役としての経験からの現社長への助言	非常勤・報酬有	2016/06/28	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、関係会社を含めた全部門を対象に内部監査を実施する部署として、社長直轄に監査室を設置し、内部統制の有効性と業務執行の状況について監査を実施しております。また、専門分野である検査部門を主な対象として、信頼性保証部による内部監査があわせて実施されており、法令遵守、内部統制システム、リスクマネジメント、品質、環境等についての評価と指導が行われています。また、監査役は、取締役会等をはじめとする社内の重要会議に出席するほか、重要な決議書類等の閲覧、本社および主要な事業所の業務および財産の状況調査等により、厳正な監査を実施しております。さらに、監査室と監査役の連携として、監査役会への内部監査結果の報告、監査室と監査役との共同監査等が行われ、適宜情報の交換を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制度の定着を図り、監督と執行の明確な分離を推進することにより、取締役会の機能強化、迅速な意思決定と機動的な業務執行による競争力の強化をめざしてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日前に発送するように努めています。 第６４回定時株主総会（開催日６月２７日）の発送日は、６月６日でした。
電磁的方法による議決権の行使	第６４回定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を開始しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第６４回定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームへ参加しました。
招集通知（要約）の英文での提供	第６２回定時株主総会より英文の招集通知を作成し開示いたしました。
その他	株主総会においてビジュアルによるわかりやすい説明を工夫しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	確定決算及び第２四半期決算の決算発表後、年２回決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	プレスリリースのほか決算短信、株主向け報告書を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署は経営企画部であり、取締役執行役員経営企画部長が担当しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、その存在意義として「豊かな健康文化を創造します。」と宣言し、顧客・株主等を問わず、広く医療の発展と人々の健康づくりに貢献することをめざしています。この理念は「ＢＭＬ企業理念」に盛り込まれ、グループ全役職員の規範としています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、人々の健康と地球環境の保全に積極的に貢献することを基本理念とした「環境方針」を掲げています。また、温室効果ガスの削減など目標を定め積極的に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記の内容をホームページに掲載しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの内部統制においては、役職員一人ひとりが、法令を遵守し、当社企業理念および「コンプライアンスマニュアル」等に定める行動規範を根幹とし、高い倫理観をもって、公正かつ透明な企業活動を行うことにより、社会的使命を果たすことを基本としております。

(1)当社は、取締役会を経営方針の決定および業務執行の監督を行う機関として位置づけ、取締役の責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入し、機動的な対応を行っております。取締役会は、社員等が共有する全社的目標として、中期経営計画および年次事業計画を策定し、社長以下執行役員は、その達成に向けて職務を執行しております。

(2)コンプライアンス体制については、グループ会社を含む全役職員を対象とする「コンプライアンス規程」を制定しております。
あわせて行動規範を示した「ＢＭＬグループコンプライアンスマニュアル」を定め、研修を適宜実施することにより意識徹底に努めています。 またコンプライアンス委員会は、グループ会社を含む横断的なコンプライアンス体制を統括するとともに、社内通報制度「コンプライアンス・ポスト」を運営しております。

(3)リスク管理体制については、BMLグループのＲＭ（リスクマネジメント）基本方針を定め、その実行のため「リスクマネジメント基本規程」に基づきＲＭシステムを構築しております。ＲＭシステムを有効に機能させることにより、個々のリスクを継続的に監視するとともに、万一有事発生時には、迅速かつ適切に対処できる体制を整備しています。
また、リスクを一元的に管理する部署としてリスク管理部（部内に知財・法務室を置く）を設置し、リスクの予防および分析に関する業務を行なっております。

(4)関係会社に対する管理等について「関係会社管理規程」を制定し、円滑な業務運営のための適正な運用を図っております。コンプライアンス体制およびＲＭ体制については、当社規程に則り、グループ一体による企業集団としての整備を行っています。

(5)当社は、反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、このような勢力には毅然とした態度で臨んでおります。
また警察署やその関連団体との連携を通じ、反社会的勢力排除のための体制整備を強化します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは「コンプライアンスマニュアル」において、下記のように定め、適宜研修等を通じて社内への周知・徹底に努めています。

＜反社会的勢力との関係遮断＞
1．私たちは、暴力団、総会屋などにどのような名目でも金品の提供はしません。
2．私たちは、暴力団、総会屋などを恐れず毅然とした対応をします。
3．私たちは、問題解決の手段として、暴力団、総会屋などを利用しません。
4．私たちは、反社会的な活動を行う個人や団体から接触を受けた場合は、個人で対応せず、上司に報告し会社組織としての対応をします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制図】

